

横浜市における空家等対策に関する協定書

公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会（以下「甲」という。）と横浜市（以下「乙」という。）は、市内における空家等に関する総合的な対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民生活の安全・安心の確保や地域の活性化・まちの魅力向上に向けて、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家化の予防、流通・活用促進等の総合的な対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）空家等 建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（取組事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）空家等の管理不全防止に向けた所有者等への意識啓発に関すること。
- （2）空家等の不動産取引の促進に関すること。
- （3）空家等の活用促進に関すること。
- （4）空家等の権利関係の整理に関すること。
- （5）空家等の跡地活用に関すること。
- （6）空家等への対策に必要な情報の共有及び発信
- （7）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（連絡会の設置）

第4条 甲及び乙は、前条の取組事項を実施するにあたり、必要に応じて連絡会を開催し、情報の共有等に努めるものとする。

2 連絡会の運営その他必要な事項に関しては、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（乙が主体となって取り組む事項）

第5条 乙は、横浜市空家等対策計画に基づき、空家化の予防、空家の流通・活用促進、管理不全な空家の防止・解消、空家に係る跡地の活用を取組の柱とし、総合的な空家対策に取り組むものとする。

2 乙は、第3条の取組事項を実施するにあたり所有者等の同意を得て、甲に空家等に関する情報を提供するものとする。

3 乙は、第3条の取組事項の実施にあたって、ホームページ、チラシ等による周知及び相談会等の開催により市民への啓発に努めるものとする。

(甲が主体となって取り組む事項)

第6条 甲は、第5条第1項に掲げる横浜市空家等対策計画に基づく取組について、乙に対し、情報提供、助言等を行うよう努めるものとする。また、横浜市空家等対策協議会の委員として甲に所属する会員を派遣するものとする。

2 甲は、第3条第1号に掲げる取組事項として乙が作成する啓発チラシ、ポスター等について、乙に対し配布先の情報提供をする等の協力をするものとする。

3 甲は、甲が主催する相談業務において、空家等の所有者等からの相談に応じるとともに、相談会等の開催にあたって協力するよう努めるものとする。

4 甲は、第3条に掲げる取組事項、第4条の連絡会における協議内容その他空家等の対策に関する情報等について、その構成員へ周知等を行うよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、平成30年3月30日から平成31年3月末までとする。

2 前項の有効期間満了の1か月前までに甲または乙のいずれからも解約の申出が無い時、本協定の有効期間をさらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月30日

甲 神奈川県横浜市中区住吉町6-76-3
公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会
会長 坂本 久

乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市長 林 文子

横浜市における空家等対策に関する協定書

公益社団法人 全日本不動産協会 神奈川県本部 横浜支部（以下「甲」という。）と横浜市（以下「乙」という。）は、市内における空家等に関する総合的な対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民生活の安全・安心の確保や地域の活性化・まちの魅力向上に向けて、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家化の予防、流通・活用促進等の総合的な対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）空家等 建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（取組事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）空家等の管理不全防止に向けた所有者等への意識啓発に関すること。
- （2）空家等の不動産取引の促進に関すること。
- （3）空家等の活用促進に関すること。
- （4）空家等の権利関係の整理に関すること。
- （5）空家等の跡地活用に関すること。
- （6）空家等への対策に必要な情報の共有及び発信
- （7）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（連絡会の設置）

第4条 甲及び乙は、前条の取組事項を実施するにあたり、必要に応じて連絡会を開催し、情報の共有等に努めるものとする。

2 連絡会の運営その他必要な事項に関しては、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（乙が主体となって取り組む事項）

第5条 乙は、横浜市空家等対策計画に基づき、空家化の予防、空家の流通・活用促進、管理不全な空家の防止・解消、空家に係る跡地の活用を取組の柱とし、総合的な空家対策に取り組むものとする。

2 乙は、第3条の取組事項を実施するにあたり所有者等の同意を得て、甲に空家等に関する情報を提供するものとする。

3 乙は、第3条の取組事項の実施にあたって、ホームページ、チラシ等による周知及び相談会等の開催により市民への啓発に努めるものとする。

(甲が主体となって取り組む事項)

第6条 甲は、第5条第1項に掲げる横浜市空家等対策計画に基づく取組について、乙に対し、情報提供、助言等を行うよう努めるものとする。また、横浜市空家等対策協議会の委員として甲に所属する会員を派遣するものとする。

2 甲は、第3条第1号に掲げる取組事項として乙が作成する啓発チラシ、ポスター等について、乙に対し配布先の情報提供をする等の協力をするものとする。

3 甲は、甲が主催する相談業務において、空家等の所有者等からの相談に応じるとともに、相談会等の開催にあたって協力するよう努めるものとする。

4 甲は、第3条に掲げる取組事項、第4条の連絡会における協議内容その他空家等の対策に関する情報等について、その構成員へ周知等を行うよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、平成30年3月30日から平成31年3月末までとする。

2 前項の有効期間満了の1か月前までに甲または乙のいずれからも解約の申出が無い時、本協定の有効期間をさらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月30日

甲 神奈川県横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル6F
公益社団法人 全日本不動産協会 神奈川県本部 横浜支部
支部長 佐々木 富見夫

乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市長 林 文子

横浜市における空家等対策に関する協定書

神奈川県弁護士会（以下「甲」という。）と横浜市（以下「乙」という。）は、市内における空家等に関する総合的な対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民生活の安全・安心の確保や地域の活性化・まちの魅力向上に向けて、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家化の予防、流通・活用促進等の総合的な対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）空家等 建築物又はこれに付随する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（取組事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）空家等の管理不全防止に向けた所有者への意識啓発に関すること。
- （2）空家等の管理不全がもたらす紛争の調整に関すること。
- （3）空家等の不動産取引の促進に関すること。
- （4）空家等の活用促進に関すること。
- （5）空家等の権利関係の整理に関すること。
- （6）空家等の跡地活用に関すること。
- （7）空家等への対策に必要な情報の共有及び発信
- （8）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（連絡会の設置）

第4条 甲及び乙は、前条の取組事項を実施するにあたり、必要に応じて連絡会を開催し、情報の共有等に努めるものとする。

2 連絡会の運営その他必要な事項に関しては、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（乙が主体となって取り組む事項）

第5条 乙は、横浜市空家等対策計画に基づき、空家化の予防、空家の流通・活用促進、管理不全な空家の防止・解消、空家に係る跡地の活用を取組の柱とし、総合的な空家対策に取り組むものとする。

2 乙は、第3条の取組事項を実施するにあたり所有者等の同意を得て、甲に空家等に関する情報を提供するものとする。

3 乙は、第3条の取組事項の実施にあたって、ホームページ、チラシ等による周知及び相談会等の開催により市民への啓発に努めるものとする。

(甲が主体となって取り組む事項)

第6条 甲は、第5条第1項に掲げる横浜市空家等対策計画に基づく取組について、乙に対し、情報提供、助言等を行うよう努めるものとする。また、横浜市空家等対策協議会の委員として甲に所属する会員を派遣するものとする。

2 甲は、第3条第1号に掲げる取組事項として乙が作成する啓発チラシ、ポスター等について、乙に対し配布先の情報提供をする等の協力をするものとする。

3 甲は、甲が主催する相談業務において、空家等の所有者等からの相談に応じるとともに、相談会等の開催にあたって協力するよう努めるものとする。

4 甲は、第3条に掲げる取組事項、第4条の連絡会における協議内容その他空家等の対策に関する情報等について、その構成員へ周知等を行うよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、平成30年3月30日から平成31年3月末までとする。

2 前項の有効期間満了の1か月前までに甲または乙のいずれからも解約の申出が無い時、本協定の有効期間をさらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月30日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通9番地
神奈川県弁護士会
会長 延命 政之

乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市長 林 文子

横浜市における空家等対策に関する協定書

神奈川県司法書士会（以下「甲」という。）と横浜市（以下「乙」という。）は、市内における空家等に関する総合的な対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民生活の安全・安心の確保や地域の活性化・まちの魅力向上に向けて、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家化の予防、流通・活用促進等の総合的な対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）空家等 建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（取組事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）空家等の管理不全防止に向けた所有者等への意識啓発に関すること。
- （2）空家等の不動産取引の促進に関すること。
- （3）空家等の活用促進に関すること。
- （4）空家等の権利関係の整理に関すること。
- （5）空家等の跡地活用に関すること。
- （6）空家等への対策に必要な情報の共有及び発信
- （7）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（連絡会の設置）

第4条 甲及び乙は、前条の取組事項を実施するにあたり、必要に応じて連絡会を開催し、情報の共有等に努めるものとする。

2 連絡会の運営その他必要な事項に関しては、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（乙が主体となって取り組む事項）

第5条 乙は、横浜市空家等対策計画に基づき、空家化の予防、空家の流通・活用促進、管理不全な空家の防止・解消、空家に係る跡地の活用を取組の柱とし、総合的な空家対策に取り組むものとする。

2 乙は、第3条の取組事項を実施するにあたり所有者等の同意を得て、甲に空家等に関する情報を提供するものとする。

3 乙は、第3条の取組事項の実施にあたって、ホームページ、チラシ等による周知及び相談会等の開催により市民への啓発に努めるものとする。

(甲が主体となって取り組む事項)

第6条 甲は、第5条第1項に掲げる横浜市空家等対策計画に基づく取組について、乙に対し、情報提供、助言等を行うよう努めるものとする。また、横浜市空家等対策協議会の委員として甲に所属する会員を派遣するものとする。

2 甲は、第3条第1号に掲げる取組事項として乙が作成する啓発チラシ、ポスター等について、乙に対し配布先の情報提供をする等の協力をするものとする。

3 甲は、甲が主催する相談業務において、空家等の所有者等からの相談に応じるとともに、相談会等の開催にあたって協力するよう努めるものとする。

4 甲は、第3条に掲げる取組事項、第4条の連絡会における協議内容その他空家等の対策に関する情報等について、その構成員へ周知等を行うよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、平成30年3月30日から平成31年3月末までとする。

2 前項の有効期間満了の1か月前までに甲または乙のいずれからも解約の申出が無い時、本協定の有効期間をさらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月30日

甲 神奈川県横浜市中区吉浜町1番地
神奈川県司法書士会
会長 星野 務

乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市長 林 文子

横浜市における空家等対策に関する協定書

一般社団法人 横浜市建築士事務所協会（以下「甲」という。）と横浜市（以下「乙」という。）は、市内における空家等に関する総合的な対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民生活の安全・安心の確保や地域の活性化・まちの魅力向上に向けて、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家化の予防、流通・活用促進等の総合的な対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）空家等 建築物又はこれに付随する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（取組事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）空家等の管理不全防止に向けた所有者等への意識啓発に関すること。
- （2）空家等の不動産取引の促進に関すること。
- （3）空家等の活用促進に関すること。
- （4）空家等の権利関係の整理に関すること。
- （5）空家等の跡地活用に関すること。
- （6）空家等への対策に必要な情報の共有及び発信
- （7）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（連絡会の設置）

第4条 甲及び乙は、前条の取組事項を実施するにあたり、必要に応じて連絡会を開催し、情報の共有等に努めるものとする。

2 連絡会の運営その他必要な事項に関しては、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（乙が主体となって取り組む事項）

第5条 乙は、横浜市空家等対策計画に基づき、空家化の予防、空家の流通・活用促進、管理不全な空家の防止・解消、空家に係る跡地の活用を取組の柱とし、総合的な空家対策に取り組むものとする。

2 乙は、第3条の取組事項を実施するにあたり所有者等の同意を得て、甲に空家等に関する情報を提供するものとする。

3 乙は、第3条の取組事項の実施にあたって、ホームページ、チラシ等による周知及び相談会等の開催により市民への啓発に努めるものとする。

(甲が主体となって取り組む事項)

第6条 甲は、第5条第1項に掲げる横浜市空家等対策計画に基づく取組について、乙に対し、情報提供、助言等を行うよう努めるものとする。また、横浜市空家等対策協議会の委員として甲に所属する会員を派遣するものとする。

2 甲は、第3条第1号に掲げる取組事項として乙が作成する啓発チラシ、ポスター等について、乙に対し配布先の情報提供をする等の協力をするものとする。

3 甲は、甲が主催する相談業務において、空家等の所有者等からの相談に応じるとともに、相談会等の開催にあたって協力するよう努めるものとする。

4 甲は、第3条に掲げる取組事項、第4条の連絡会における協議内容その他空家等の対策に関する情報等について、その構成員へ周知等を行うよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、平成30年3月30日から平成31年3月末までとする。

2 前項の有効期間満了の1か月前までに甲または乙のいずれからも解約の申出が無い時、本協定の有効期間をさらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月30日

甲 神奈川県横浜市中区北仲通4-40 商工中金横浜ビル5階
一般社団法人 横浜市建築士事務所協会
理事長 平山正義

乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市長 林文子

横浜市における空家等対策に関する協定書

特定非営利活動法人 横浜プランナーズネットワーク（以下「甲」という。）と横浜市（以下「乙」という。）は、市内における空家等に関する総合的な対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民生活の安全・安心の確保や地域の活性化・まちの魅力向上に向けて、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家化の予防、流通・活用促進等の総合的な対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）空家等 建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（取組事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）空家等の管理不全防止に向けた所有者等への意識啓発に関すること。
- （2）空家等の不動産取引の促進に関すること。
- （3）空家等の活用促進に関すること。
- （4）空家等の権利関係の整理に関すること。
- （5）空家等の跡地活用に関すること。
- （6）空家等への対策に必要な情報の共有及び発信
- （7）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（連絡会の設置）

第4条 甲及び乙は、前条の取組事項を実施するにあたり、必要に応じて連絡会を開催し、情報の共有等に努めるものとする。

2 連絡会の運営その他必要な事項に関しては、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（乙が主体となって取り組む事項）

第5条 乙は、横浜市空家等対策計画に基づき、空家化の予防、空家の流通・活用促進、管理不全な空家の防止・解消、空家に係る跡地の活用を取組の柱とし、総合的な空家対策に取り組むものとする。

2 乙は、第3条の取組事項を実施するにあたり所有者等の同意を得て、甲に空家等に関する情報を提供するものとする。

3 乙は、第3条の取組事項の実施にあたって、ホームページ、チラシ等による周知及び相談会等の開催により市民への啓発に努めるものとする。

(甲が主体となって取り組む事項)

第6条 甲は、第5条第1項に掲げる横浜市空家等対策計画に基づく取組について、乙に対し、情報提供、助言等を行うよう努めるものとする。また、横浜市空家等対策協議会の委員として甲に所属する会員を派遣するものとする。

2 甲は、第3条第1号に掲げる取組事項として乙が作成する啓発チラシ、ポスター等について、乙に対し配布先の情報提供をする等の協力をするものとする。

3 甲は、甲が主催する相談業務において、空家等の所有者等からの相談に応じるとともに、相談会等の開催にあたって協力するよう努めるものとする。

4 甲は、第3条に掲げる取組事項、第4条の連絡会における協議内容その他空家等の対策に関する情報等について、その構成員へ周知等を行うよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、平成30年3月30日から平成31年3月末までとする。

2 前項の有効期間満了の1か月前までに甲または乙のいずれからも解約の申出が無い時、本協定の有効期間をさらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月30日

甲 神奈川県横浜市中区山下町25番地 インペリアルビル201号室
特定非営利活動法人 横浜プランナーズネットワーク
理事 奥村 玄

乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市長 林 文子

横浜市における空家等対策に関する協定書

神奈川県土地家屋調査士会（以下「甲」という。）と横浜市（以下「乙」という。）は、市内における空家等に関する総合的な対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民生活の安全・安心の確保や地域の活性化・まちの魅力向上に向けて、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家化の予防、流通・活用促進等の総合的な対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）空家等 建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（取組事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）空家等の管理不全防止に向けた所有者等への意識啓発に関すること。
- （2）空家等の不動産取引の促進に関すること。
- （3）空家等の活用促進に関すること。
- （4）空家等の権利関係の整理に関すること。
- （5）空家等の跡地活用に関すること。
- （6）空家等への対策に必要な情報の共有及び発信
- （7）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（連絡会の設置）

第4条 甲及び乙は、前条の取組事項を実施するにあたり、必要に応じて連絡会を開催し、情報の共有等に努めるものとする。

2 連絡会の運営その他必要な事項に関しては、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（乙が主体となって取り組む事項）

第5条 乙は、横浜市空家等対策計画に基づき、空家化の予防、空家の流通・活用促進、管理不全な空家の防止・解消、空家に係る跡地の活用を取組の柱とし、総合的な空家対策に取り組むものとする。

2 乙は、第3条の取組事項を実施するにあたり所有者等の同意を得て、甲に空家等に関する情報を提供するものとする。

3 乙は、第3条の取組事項の実施にあたって、ホームページ、チラシ等による周知及び相談会等の開催により市民への啓発に努めるものとする。

(甲が主体となって取り組む事項)

第6条 甲は、第5条第1項に掲げる横浜市空家等対策計画に基づく取組について、乙に対し、情報提供、助言等を行うよう努めるものとする。また、横浜市空家等対策協議会の委員として甲に所属する会員を派遣するものとする。

2 甲は、第3条第1号に掲げる取組事項として乙が作成する啓発チラシ、ポスター等について、乙に対し配布先の情報提供をする等の協力をするものとする。

3 甲は、甲が主催する相談業務において、空家等の所有者等からの相談に応じるとともに、相談会等の開催にあたって協力するよう努めるものとする。

4 甲は、第3条に掲げる取組事項、第4条の連絡会における協議内容その他空家等の対策に関する情報等について、その構成員へ周知等を行うよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、平成30年3月30日から平成31年3月末までとする。

2 前項の有効期間満了の1か月前までに甲または乙のいずれからも解約の申出が無い時、本協定の有効期間をさらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月30日

甲 神奈川県横浜市西区楠町18番地
神奈川県土地家屋調査士会
会長 鈴木貴志

乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市長 林文子

横浜市における空家等対策に関する協定書

一般社団法人 神奈川県不動産鑑定士協会（以下「甲」という。）と横浜市（以下「乙」という。）は、市内における空家等に関する総合的な対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民生活の安全・安心の確保や地域の活性化・まちの魅力向上に向けて、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家化の予防、流通・活用促進等の総合的な対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）空家等 建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（取組事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）空家等の管理不全防止に向けた所有者等への意識啓発に関すること。
- （2）空家等の不動産取引の促進に関すること。
- （3）空家等の活用促進に関すること。
- （4）空家等の権利関係の整理に関すること。
- （5）空家等の跡地活用に関すること。
- （6）空家等への対策に必要な情報の共有及び発信
- （7）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（連絡会の設置）

第4条 甲及び乙は、前条の取組事項を実施するにあたり、必要に応じて連絡会を開催し、情報の共有等に努めるものとする。

2 連絡会の運営その他必要な事項に関しては、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（乙が主体となって取り組む事項）

第5条 乙は、横浜市空家等対策計画に基づき、空家化の予防、空家の流通・活用促進、管理不全な空家の防止・解消、空家に係る跡地の活用を取組の柱とし、総合的な空家対策に取り組むものとする。

2 乙は、第3条の取組事項を実施するにあたり所有者等の同意を得て、甲に空家等に関する情報を提供するものとする。

3 乙は、第3条の取組事項の実施にあたって、ホームページ、チラシ等による周知及び相談会等の開催により市民への啓発に努めるものとする。

(甲が主体となって取り組む事項)

第6条 甲は、第5条第1項に掲げる横浜市空家等対策計画に基づく取組について、乙に対し、情報提供、助言等を行うよう努めるものとする。また、横浜市空家等対策協議会の委員として甲に所属する会員を派遣するものとする。

2 甲は、第3条第1号に掲げる取組事項として乙が作成する啓発チラシ、ポスター等について、乙に対し配布先の情報提供をする等の協力をするものとする。

3 甲は、甲が主催する相談業務において、空家等の所有者等からの相談に応じるとともに、相談会等の開催にあたって協力するよう努めるものとする。

4 甲は、第3条に掲げる取組事項、第4条の連絡会における協議内容その他空家等の対策に関する情報等について、その構成員へ周知等を行うよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、平成30年3月30日から平成31年3月末までとする。

2 前項の有効期間満了の1か月前までに甲または乙のいずれからも解約の申出が無い時、本協定の有効期間をさらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月30日

甲 神奈川県横浜市中区相生町1-3 モアグラウンド関内ビル6F
一般社団法人 神奈川県不動産鑑定士協会
代表理事 坂本圭一

乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市長 林文子

横浜市における空家等対策に関する協定書

神奈川県行政書士会（以下「甲」という。）と横浜市（以下「乙」という。）は、市内における空家等に関する総合的な対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民生活の安全・安心の確保や地域の活性化・まちの魅力向上に向けて、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家化の予防、流通・活用促進等の総合的な対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）空家等 建築物又はこれに付随する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（取組事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）空家等の管理不全防止に向けた所有者等への意識啓発に関すること。
- （2）空家等の不動産取引の促進に関すること。
- （3）空家等の活用促進に関すること。
- （4）空家等の権利関係の整理に関すること。
- （5）空家等の跡地活用に関すること。
- （6）空家等への対策に必要な情報の共有及び発信
- （7）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（連絡会の設置）

第4条 甲及び乙は、前条の取組事項を実施するにあたり、必要に応じて連絡会を開催し、情報の共有等に努めるものとする。

2 連絡会の運営その他必要な事項に関しては、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（乙が主体となって取り組む事項）

第5条 乙は、横浜市空家等対策計画に基づき、空家化の予防、空家の流通・活用促進、管理不全な空家の防止・解消、空家に係る跡地の活用を取組の柱とし、総合的な空家対策に取り組むものとする。

2 乙は、第3条の取組事項を実施するにあたり所有者等の同意を得て、甲に空家等に関する情報を提供するものとする。

3 乙は、第3条の取組事項の実施にあたって、ホームページ、チラシ等による周知及び相談会等の開催により市民への啓発に努めるものとする。

(甲が主体となって取り組む事項)

第6条 甲は、第5条第1項に掲げる横浜市空家等対策計画に基づく取組について、乙に対し、情報提供、助言等を行うよう努めるものとする。また、横浜市空家等対策協議会の委員として甲に所属する会員を派遣するものとする。

2 甲は、第3条第1号に掲げる取組事項として乙が作成する啓発チラシ、ポスター等について、乙に対し配布先の情報提供をする等の協力をするものとする。

3 甲は、甲が主催する相談業務において、空家等の所有者等からの相談に応じるとともに、相談会等の開催にあたって協力するよう努めるものとする。

4 甲は、第3条に掲げる取組事項、第4条の連絡会における協議内容その他空家等の対策に関する情報等について、その構成員へ周知等を行うよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、平成30年3月30日から平成31年3月末までとする。

2 前項の有効期間満了の1か月前までに甲または乙のいずれからも解約の申出が無い時、本協定の有効期間をさらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月30日

甲 神奈川県横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7階
神奈川県行政書士会
会長 水野晴夫

乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市長 林文子

横浜市における空家等対策に関する協定書

東京地方税理士会（以下「甲」という。）と横浜市（以下「乙」という。）は、市内における空家等に関する総合的な対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民生活の安全・安心の確保や地域の活性化・まちの魅力向上に向けて、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家化の予防、流通・活用促進等の総合的な対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）空家等 建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（取組事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）空家等の管理不全防止に向けた所有者等への意識啓発に関すること。
- （2）空家等の不動産取引の促進に関すること。
- （3）空家等の活用促進に関すること。
- （4）空家等の権利関係の整理に関すること。
- （5）空家等の跡地活用に関すること。
- （6）空家等への対策に必要な情報の共有及び発信
- （7）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（連絡会の設置）

第4条 甲及び乙は、前条の取組事項を実施するにあたり、必要に応じて連絡会を開催し、情報の共有等に努めるものとする。

2 連絡会の運営その他必要な事項に関しては、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（乙が主体となって取り組む事項）

第5条 乙は、横浜市空家等対策計画に基づき、空家化の予防、空家の流通・活用促進、管理不全な空家の防止・解消、空家に係る跡地の活用を取組の柱とし、総合的な空家対策に取り組むものとする。

2 乙は、第3条の取組事項を実施するにあたり所有者等の同意を得て、甲に空家等に関する情報を提供するものとする。

3 乙は、第3条の取組事項の実施にあたって、ホームページ、チラシ等による周知及び相談会等の開催により市民への啓発に努めるものとする。

(甲が主体となって取り組む事項)

第6条 甲は、第5条第1項に掲げる横浜市空家等対策計画に基づく取組について、乙に対し、情報提供、助言等を行うよう努めるものとする。また、横浜市空家等対策協議会の委員として甲に所属する会員を派遣するものとする。

2 甲は、第3条第1号に掲げる取組事項として乙が作成する啓発チラシ、ポスター等について、乙に対し配布先の情報提供をする等の協力をするものとする。

3 甲は、甲が主催する相談業務において、空家等の所有者等からの相談に応じるとともに、相談会等の開催にあたって協力するよう努めるものとする。

4 甲は、第3条に掲げる取組事項、第4条の連絡会における協議内容その他空家等の対策に関する情報等について、その構成員へ周知等を行うよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、平成30年3月30日から平成31年3月末までとする。

2 前項の有効期間満了の1か月前までに甲または乙のいずれからも解約の申出が無い時、本協定の有効期間をさらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月30日

甲 神奈川県横浜市西区花咲町4丁目106番地 税理士会館7階
東京地方税理士会
会長 小島 忠 男

乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市長 林 文 子

横浜市における空家等対策に関する協定書

公益社団法人 神奈川県ペストコントロール協会（以下「甲」という。）と横浜市（以下「乙」という。）は、市内における空家等に関する総合的な対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民生活の安全・安心の確保や地域の活性化・まちの魅力向上に向けて、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家化の予防、流通・活用促進等の総合的な対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）空家等 建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（取組事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）空家等の管理不全防止に向けた所有者等への意識啓発に関すること。
- （2）空家等に係る生活環境の保全に関すること。
- （3）空家等への対策に必要な情報の共有及び発信
- （4）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（連絡会の設置）

第4条 甲及び乙は、前条の取組事項を実施するにあたり、必要に応じて連絡会を開催し、情報の共有等に努めるものとする。

- 2 連絡会の運営その他必要な事項に関しては、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（乙が主体となって取り組む事項）

第5条 乙は、横浜市空家等対策計画に基づき、空家化の予防、空家の流通・活用促進、管理不全な空家の防止・解消、空家に係る跡地の活用を取組の柱とし、総合的な空家対策に取り組むものとする。

- 2 乙は、第3条の取組事項を実施するにあたり所有者等の同意を得て、甲に空家等に関する情報を提供するものとする。
- 3 乙は、第3条の取組事項の実施にあたって、ホームページ、チラシ等による周知及び相談会等の開催により市民への啓発に努めるものとする。

(甲が主体となって取り組む事項)

- 第6条 甲は、第5条第1項に掲げる横浜市空家等対策計画に基づく取組について、乙に対し、情報提供、助言等を行うよう努めるものとする。
- 2 甲は、第3条第1号に掲げる取組事項として乙が作成する啓発チラシ、ポスター等について、乙に対し配布先の情報提供をする等の協力をするものとする。
- 3 甲は、甲が主催する相談業務において、空家等の所有者等からの相談に応じるとともに、相談会等の開催にあたって協力するよう努めるものとする。
- 4 甲は、第3条に掲げる取組事項、第4条の連絡会における協議内容その他空家等の対策に関する情報等について、その構成員へ周知等を行うよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

- 第7条 本協定の有効期間は、平成30年10月16日から平成31年3月末までとする。
- 2 前項の有効期間満了の1か月前までに甲または乙のいずれからも解約の申出が無い時、本協定の有効期間をさらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

- 第8条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年10月16日

甲 神奈川県横浜市中区太田町6-84-2 三井生命横浜桜木町ビル
公益社団法人 神奈川県ペストコントロール協会
会長 原 島 利 光

乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市長 林 文 子